

事例番号:280185

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

時刻不明 妊婦健診にて受診、胎動減少自覚あり、胎児心拍数陣痛図で異常所見(基線細変動の減少、軽度遷延一過性徐脈、部分的にサイクリカルパターン様の波形)を認め分娩誘発目的にて入院決定

11:00 入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

11:50 吸湿性子宮頸管拡張材挿入

16:00 胎児仮死(診療録の記載)の診断で帝王切開により児娩出

手術後 2 日 血液検査:胎児ヘモグロビン約 5%、ヘトケ染色陽性

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

(2) 出生時体重:3085g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.010、PCO₂ 58.4mmHg、PO₂ 14mmHg、

HCO₃⁻ 14.7mmol/L、BE -16mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、重症貧血

(7) 頭部画像所見:

生後 28 日 頭部 MRI で後頭葉を中心にびまん性に虚血性変化

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名、准看護師 6 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、母児間輸血症候群による重症貧血が低酸素性虚血性脳症を引き起こしたことであると考える。

(2) 母児間輸血症候群の原因は不明である。

(3) 母児間輸血症候群の発症時期は、妊娠 38 週 5 日の妊婦健診以前と考えられるが特定はできない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 5 日の妊婦健診時の胎児心拍数陣痛図で異常波形を認めたことより、入院管理としたことは一般的である。

(2) 分娩誘発の方針としたことは、選択肢としてありうる。

(3) 分娩誘発に関して、妊産婦への説明内容や同意について診療録への記載がないことは選択されることの少ない対応である。

(4) 入院後の胎児心拍数陣痛図異常波形に対して緊急帝王切開を決定し実施したことは医学的妥当性がある。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例では胎児心拍数陣痛図の一部が紛失により提出されなかった。「医療法施行規則」では、診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状および退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とするとされている。また、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、帳簿等の保存について、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

(2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

母児間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明および分娩前診断の方法に関する研究が望まれる。胎児心拍数陣痛図では胎児貧血にともなうサイトログルタンが一般的とされているが、本事例のようにサイトログルタンが短時間で消失する、あるいは典型的とは言えない事例も存在す

る。母児間輸血症候群の胎児心拍数陣痛図の特徴を解析し、典型的なサイツィ
ダルトンが長時間持続するとは限らないことを周知することが望ましい。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。